

職員の懲戒処分について

この度、市バス運転士（以下、「職員A」という。）が、営業運行中に乗車してきた後輩である市バス運転士2名（以下、「職員B及びC」という。）が降車する際、IC乗車券読取部を手で覆い、同2名から運賃を收受することなく、降車させる事案が発生しました。

その際、職員B及びCは、IC乗車券で運賃を支払おうとしましたが、先輩である職員AがIC乗車券読取部を手で覆ったことを受け、当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車しました。

本事案内容や関係職員に対する処分及び再発防止策について、御報告いたします。

1 事案内容

- ・ 10月4日（金）、職員Aが乗務する市バスが、京都駅前停留所に停車した際、職員B及びCが乗車し、車内前方の運転席横まで移動してきました。
- ・ その後、京都駅前停留所を発車し、次の烏丸七条停留所に到着するまでの信号停車中に、職員B及びCは職員Aに話しかけ、不必要な会話を行っていました。
- ・ 烏丸七条停留所に到着した際、職員B及びCは、IC乗車券で運賃を支払おうとしましたが、先輩である職員AがIC乗車券読取部を手で覆ったことを受け、当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車しました。
- ・ いずれの職員も当該行為を所属に報告せず、職員Aにおいては、当初の事情聴取において、当該乗客は交通局職員でないと虚偽の申述を行いました。

2 事案発覚の経過

<10月7日（月）>

- ・ 交通局の「お客様の声」に寄せられた、市バス運転士が運行中にお客様と不必要に会話を交わすなど不適切な運転態度であったという投稿内容を確認しました（運賃未収受に対する言及なし）。
- ・ 九条営業所において、運行管理者がドライブレコーダー映像を確認したところ、乗客2名（後日に職員B及びCと判明）が営業運行中にもかかわらず、信号停車中に職員Aに話しかけ、不必要な会話を行っていたことを確認するとともに、同2名が運賃を支払わずに降車したことを確認しました。
- ・ 所長が、職員Aに対して事情聴取を行ったところ、乗客2名が降車する際、意図的に運賃を収受しなかったことを認めました。

また、職員Aは、降車した2名は交通局職員ではなく、SNSで知り合った知人であると申述しました。

<10月11日（金）>

- ・ 所長が、職員Aに対して改めて事情聴取を行ったところ、職員Aは、降車した2名は交通局の後輩運転士である職員B及びCであり、良い格好をしようとして意図的に運賃を収受せず、また、同2名に迷惑を掛けたくない思いから、SNSで知り合った知人であると虚偽の申述を行ったことが発覚しました。
- ・ 職員Aの申述を受け、九条及び烏丸営業所の各所長が職員B及びCに事情聴取を行ったところ、勤務交代のお礼を言うために職員Aが乗務するバスに乗車し、IC乗車券で運賃を支払おうとしましたが、先輩である職員AがIC乗車券読取部を手で覆ったことを受け、当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車したことを認めました。

職員A、B及びCは、先般の無賃乗車・隠ぺい事案について、点呼時や研修等で説明・注意喚起を受け認識していましたが、本事案発生時は当該認識が欠如していたと申述しました。

※ なお、職員A、B及びCの過去の乗務中のドライブレコーダー映像を確認し、今回と同様の行為を行っていないことを確認しております。

3 処分

令和6年11月1日（金）付けで、以下のとおり処分を発令しました。

(1) 懲戒処分

ア 運賃未収受

(ア) 被処分者（職員A）

- ・ 氏 名
- ・ 所属・職種 自動車部九条営業所・運転士
- ・ 年齢・性別 45歳・男性
- ・ 採用年月日 平成30年1月23日（勤続6年9か月）

(イ) 処分内容

停職15日

(ウ) 処分理由

IC乗車券読取部を手で覆い、運賃を収受することなく降車させた行為は、お客様からの運賃収入で成り立っている交通局の職員としての自覚を欠いた行為であり、「京都市交通局職員の懲戒処分に関する指針」に規定する「公金公物処理不適正」に該当する非違行為です。

また、この間の度重なる不祥事を受け、再三にわたりコンプライアンスの徹底について局内で注意喚起を行い、自身も十分に認識していたこと、当該行為を自ら申告せず、当初の事情聴取において虚偽の申述を行ったこと、営業運行中にもかかわらず、信号停車中に被処分者B及びCと不必要な会話を行ったことなどを総合的に勘案したものです。

イ 運賃未払い

(ア) 被処分者

①職員B

- ・ 所属・職種 自動車部九条営業所・運転士
- ・ 年齢・性別 44歳・女性
- ・ 採用年月日 令和6年3月25日（勤続0年7か月）

②職員C

- ・ 所属・職種 自動車部烏丸営業所・運転士
- ・ 年齢・性別 40歳・女性
- ・ 採用年月日 令和6年3月25日（勤続0年7か月）

(イ) 処分内容

戒告

(ウ) 処分理由

I C乗車券で運賃を支払おうとした際、職員AがI C乗車券読取部を手で覆ったことを受け、当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車した行為は、お客様からの運賃収入で成り立っている交通局の職員としての自覚を欠いた行為であり、「京都市交通局職員の懲戒処分に関する指針」に規定する「その他公務外非行」に該当する非違行為です。

また、この間の度重なる不祥事を受け、再三にわたりコンプライアンスの徹底について局内で注意喚起を行い、自身も十分に認識していたこと、当該行為を自ら申告しなかったこと、営業運行中にもかかわらず、信号停車中に職員Aと不必要な会話を行ったことなどを総合的に勘案したものです。

(2) けん責処分

職員A、B及びCの行為に対する管理監督責任として、自動車部長、九条営業所長及び烏丸営業所長に対して、次長から厳重口頭注意を行いました。

4 先般の無賃乗車・隠ぺい事案を踏まえた所属における取組

交通局コンプライアンス推進委員会の開催、管理者名での通達の発出、出退勤時の点呼や朝礼、個人面談等の機会における法令遵守、適正な業務遂行、服務規律の確保の徹底等の厳命に取り組んでまいりました。

<取組内容>

- ・ 交通局コンプライアンス推進委員会の開催
- ・ 管理者名での通達を発出し、法令遵守、適正な業務遂行、服務規律の確保の徹底を厳命
- ・ 市バスの直営営業所における出退勤時の点呼や朝礼、管理職との個人面談の機会において、公務員・交通局職員としての自覚を持つよう厳命
- ・ 事故防止重点研修において、安全統括管理者（自動車部長）等の管理職から、綱紀粛正を指示

5 今回の事案を受けた再発防止策

交通局コンプライアンス推進委員会及び緊急全市バス安全運行推進会議の開催、管理者名での通達の発出、安全統括管理者による全営業所巡視、営業所長等による早朝点呼立会、営業所内での啓発放送の実施など、危機感の共有、コンプライアンスの再徹底及び適正な運賃収受等を厳命しました。

<取組内容>

- ・ 交通局コンプライアンス推進委員会の開催
- ・ 委託先も含めた全営業所の所長が出席する緊急全市バス安全運行推進会議の開催
- ・ 管理者名での通達を発出し、危機感の共有と、コンプライアンスの再徹底及び適正な業務遂行を厳命
- ・ 安全統括管理者による全営業所巡視を実施し、危機感と緊張感を持って適切な業務を継続することを厳命
- ・ 営業所長等による早朝点呼立会を実施し、適正な運賃収受を徹底するよう厳命及び営業所内で啓発放送を実施
- ・ 全運転士を対象とした無作為抽出によるドライブレコーダー映像の確認を継続実施

6 交通局無賃乗車・隠ぺい事案 調査・検証チームにおける取組

9月に取りまとめた交通局無賃乗車・隠ぺい事案 調査・検証チーム調査・検証結果において取り組むこととしていた再発防止策について、第4回交通局無賃乗車・隠ぺい事案 調査・検証チーム会議を、11月7日（木）に開催し、改めて外部有識者等から頂いた御意見を踏まえ、内容を充実させ、取り組んでまいります。

(1) 不祥事に繋がりがねない緩みを生じさせない「風通しの良い組織風土」の更なる醸成

- ・ 給与支給明細書（10月から実施）の裏面を活用した周知・啓発について、職員からも記載内容の提案を募集。加えて、朝礼や点呼などの場面も活用した周知・啓発を引き続き実施
- ・ 課長級及び係長級の全職員を対象とした公務員倫理研修を11月に実施し、一連の不祥事事案について対話・討議した。また、来年1月に交通チーム会議に御参画いただいた外部有識者を講師に招いた研修を実施予定。
- ・ おかしいことをおかしいと言い合える文化の醸成に向けた啓発や公益通報制度の周知について、給与支給明細書や職場ミーティング、研修等の様々な場面を活用し、正しいと思うことを安心して言える機会の確保・拡充に取り組む。

(2) 人材育成・組織活性化の一層の推進

交通局の業務特性を踏まえた人材育成・組織活性化プランについて、新たに「職員が前向きに業務を遂行し、小さな気付きや改善提案なども含めて、良いことも悪いことも安心して闊達に意見交換ができる組織」という観点を追加したうえで、内容を検討